

○租税条約に関する県民税利子割額の還付事務の取扱いについて

平成14年9月19日

税第228号

総務部長

このことについて、円滑な事務執行に資するため、別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

1 利子所得に相手国等の租税が課されている場合の外国税額の還付制度の概要

この制度は、利子等の支払の際に、当該利子等につき課される我が国が締結している租税条約の相手国等の租税の額(みなし外国税額を含む。以下「相手国等の租税の額」という。)がある場合において、当該租税条約に相手国等の租税の額を控除する旨の規定があり、当該規定が住民税についても適用があるときに、相手国等の租税の額のうち、所得税で控除しきれない部分について、県民税利子割として徴収された額を限度に納税者(個人に限る。)からの請求に基づいて還付を行うものである(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(以下「実施省令」という。)第13条の2第3項)。

2 基本的事項

(1) 還付を受ける者

次のア及びイの要件を満たす者で(2)の利子等に係る県民税利子割について(3)の還付金の額があるもののうち、実施省令第13条の2の規定により、住民税の還付を受けようとして還付請求をしたもの

ア 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者であること。

イ (2)の利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて当該利子等の支払を受けた者であること。

(2) 対象となる利子等

次のア及びイの要件を満たす利子等

ア 租税特別措置法第3条に規定する利子等について、その支払の際に課される相手国等の租税の額が課されていること。

イ 当該利子等につき租税条約により相手国等の租税の額を住民税で控除する旨の規定があること。

(3) 還付額

次のア又はイのいずれか少ない方の額

ア 相手国等の租税の額のうち、所得税で控除しきれなかった額(源泉所得税(15%)を超える部分の額)

イ 徴収された当該利子等に係る県民税利子割の額

3 具体的な取扱い

(1) 還付請求書の様式及び添付書類

租税特別措置法第3条に規定する利子等につき租税条約に関する県民税利子割額の還付を受けようとする者がある場合は、実施省令第13条の2第3項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した租税条約に関する県民税利子割額の還付請求書(第1号様式。以下「還付請求書」という。)に次のアからウまでの書類を添付させることとする。

ア 当該利子等につき所得税法第181条第1項及び第182条の規定により徴収された所得税の額を証する書類

イ 当該利子等の支払の際に課される相手国等の租税の額を証する書類

ウ 所得税の還付を受けたことを証する書類又はその写し

なお、これらの書類のうち、ア及びイの書類については、証券会社等が発行する利子の支払明細書が、ウの書類については、所得税の「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」の控えの写し(還付請求書の下段に所要の記載がある場合は省略できるものとする。)が、それぞれ該当するものとして取り扱って差し支えないものとする。

(2) 還付請求書の提出先

還付請求書は、緑県税事務所に提出するものとする。

なお、他の県税事務所を経由して提出があった場合は、次により取り扱うものとする。

ア 他の県税事務所は、(1)の内容を確認の上、送付書(第1号様式の2)を添えて速やかに緑県税事務所へ送付する。

イ 他の県税事務所において受け付けた日をもって提出があった日とみなす。

(3) 還付請求書の提出期限

還付請求に係る利子等の支払があった日の属する月の翌月10日(その日が神奈川県の日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日該当する場合は、その休日の翌日)の翌日から起算して5年以内とする(地方税法第18条の3)。

(4) 還付請求書の確認等

還付請求書の提出があった場合は、二重還付の防止を図るとともに、照会があった場合の対応に備えるため、磁気ファイルにより、租税条約に関する県民税利子割額の還付請求書受付処理簿(第2号様式。以下「受付処理簿」という。)を作成し、必要な事項を入力するとともに、還付請求書及びその添付書類により還付すべき金額等を確認するものとする。

この場合において、還付請求書に添付された証券会社等が発行する利子の支払明細書が、再発行又は写しであるときは、二重還付をすることがないように特に留意するものとし、還付請求に理由がないと認められるものについては、当該還付請求書により所長の決裁を受けた上で、租税条約に関する県民税利子割額の還付ができない旨の通知書(第3号様式)によりその旨を通知するものとする。

(5) 調定等

(4)により確認を了した還付請求書に基づいて還付すべき県民税利子割の額を調定する場合は、租税条約に関する県民税利子割額の還付請求に係る調定決裁書(第4号様式。以下「調定決裁書」という。)に還付請求書を添付して所長の決裁を受けるものとし、決裁を了したときは、速やかに当該調定決裁書に還付請求書及び受付処理簿を添えて、調査統計事務を担当する課へ回付するものとする。

(6) 還付等の処理

租税条約に関する県民税利子割額を還付し、又は充当する場合は、次のアからエまでによるほか、神奈川県県税取扱要領(以下「取扱要領」という。)第3章第6節の前年度以前に納付又は納入された非電算化税目に係る過誤納金等の例により、速やかに処理を行うものとする。

ア 県民税利子割の収入状況等の管理を行う者(以下「引抜担当者」という。)は、(5)により回付された還付請求書の写しを作成し、これを取扱要領第3章第6節に規定する「過誤納金等整理伝票」として使用する。

イ 調査統計事務を担当する副主幹又はこれに準ずる者は、アの過誤納金等整理伝票と(5)により回付された調定決裁書等とを照合し、誤りのないことを確認した上で、当該調定決裁書及び還付請求書を課税担当課へ返却するとともに、過誤納金等統計簿(取扱要領第229号様式)に所要の事項を記載する。

なお、この場合においては、「県民税利子割額に係る還付金」と区分するため、「租税条約に関する利子割還付金」を別葉として用いること。

ウ 過誤納金等の処理担当者は、租税条約に関する県民税利子割額を還付し、又は充当する場合は、還付請求書の提出のあった日の翌日を始期として還付加算金の計算を行う(実施省令第15条第4項)。

エ 引抜担当者は、還付又は充当に係る処理が終了した場合は、受付処理簿に処理内容及び支出決定年月日を入力した上で、当該受付処理簿を課税担当課へ返却する。

(7) 報告

ア (5)により調定した還付すべき県民税利子割の額について、緑県税事務所長は、租税条約に関する県民税利子割額の還付請求に係る調定状況報告書(第5号様式)により前年度分を毎年4月9日までに税務指導課長に提出するものとする。

なお、当該報告書の提出期限が神奈川県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に該当する場合は、その休日の翌日を期限とする。

イ (6)により還付し、又は充当した還付金については、市町村交付金の計算の基礎となる県民税利子割の額から減額又は控除すべき還付金に該当することから、県民税利子割収入報告書(取扱要領第23号様式)の「過年度の還付金」として報告するものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成16年税第454号)

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年税第420号)

- 1 この通達は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成21年税第243号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成23年課税第42号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成25年課税第159号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成26年課税第171号)

- 1 この通達は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の3(7)の規定は、平成26年度分に係る報告から適用する。

附 則(平成28年課税第173号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。ただし、3(7)ア、第3号様式及び第5号様式の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

年 月 日

神奈川県緑県税事務所長 殿



郵便番号

住(居)所

(ふりがな)

氏名

印

個人番号

電話番号 ( )

租税条約に関する県民税利子割額の還付請求書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第13条の2の規定により、次のとおり請求します。

還付請求 に関する 事項	還付を受けようとする金額		振込先口座		
	(下記⑥の金額を移記してください) 円		銀行・信用組合 本店・本所 金庫・協同組合 支店・支所 預金種別 口座番号		
県民税利 子割の特 別徴収義 務者取扱 営業所等	取扱営業 所の所在 地	神奈川県		本店又は 主たる事 務所所在 地	都道 府県
	名称	( 支店・営業所)	利子等の支払期日	年 月 日	
還付を受 けること ができる 事情の詳 細等	日本国と との間の租税条約第 条 第 項 の適用				
	所得税法の規定により 徴収された所得税の額 ①	支払の際に課される相手国等の租税 の額(みなし外国税額を含む) ②	還付を受けた所得税の額 ③		
	円	円	円		
	上記の 特別徴収 義務者取 扱営業所 等に係る ものに限 る	所得税で控除しきれな かった額 (②-③) ④	徴収された県民税利子割の額 ⑤	還付を受けようとする金額(④と⑤ とのいずれか少ない方の金額) ⑥	
	円	円	円		

所得税の還付請求書の提出年月日		年 月 日	所得税の還付請求書(写)を添付していただいた場合は、以下の記載を省略することができます。		
利子等の支払者	本店又は主たる事務所の所在地(住所又は居所)				
	名称				
利子等の支払の取扱者	本店又は主たる事務所の所在地(住所又は居所)				
	名称				
債権の内容等	銘柄・回号(種類・名称)		記号番号(登録番号)		名義人の氏名又は名称
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日	利子等の金額
					円
債権以外のものの内容等	支払の基となった契約の内容				契約の締結年月日
	契約金額	契約期間		利子等の支払期日	利子等の金額
					円

備考 1 この還付請求書には、①、②、③及び⑤の欄の金額を証する書類を添付してください。

2 ①、②及び③の欄は、所得税の還付請求書に準じて記入してください。

第1号様式の2

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号

年 月 日

送付書

緑県税事務所長 殿

県税事務所長

担当者



	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・
	・	・				・	・	還付・充当	・	・

第3号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

租税条約に関する県民税利子割額の還付ができない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県緑県税事務所長 印

年 月 日付けで還付請求のあった租税条約に関する県民税利子割額については、次の理由により還付することができないので通知します。

なお、この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴え



を提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

理由

#### 第4号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

#### 租税条約に関する県民税利子割額の還付請求に係る調定決裁書

年度 年 月 日

次のとおり、租税条約に関する県民税利子割額の還付すべき額について調定してよいか。	起案	・ ・	調定番号	過誤納金等統計簿記載
	決裁	・ ・		
	施行	・ ・		
利子種別	当日分計		当月分累計	
	還付すべき額	件数	還付すべき額	件数
	円		円	
合計				

#### 第5号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

#### 租税条約に関する県民税利子割額の還付請求に係る調定状況報告書

第 号  
年 月 日

税務指導課長 殿

緑県税事務所長  
担当者

次のとおり 年度分の租税条約に関する県民税利子割額の還付請求に係る調定状況について報告します。

利子種別	調定額	件数
	円	件